



災害時等における計画提出に係る考え方について
よくあるQ&A集

2020年7月

電力広域的運営推進機関
運用部

■本Q&A集については、お問い合わせ内容等を反映し、適宜更新いたします。

No.	資料ページ	質問	回答
1	P9～P19	どのような状況下において、本資料の記載に基づいた計画提出を行わなければならないのか。	<p>スライド10に記載のとおり、災害等が発生し、JEPXの取引が停止、あるいは非調整電源の焚き増し要請が発生したときです。発生時の取引停止・再開や焚き増し要請解除については、それぞれ以下の方法でご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JEPXの取引（前日スポット取引及び1時間前取引）の停止・再開（期間Ⅰの終了） <ul style="list-style-type: none"> ▶JEPXまたは広域機関のホームページ。 ・非調整電源の焚き増し要請の解除（期間Ⅱの終了） <ul style="list-style-type: none"> ▶対象の一般送配電事業者または広域機関にお問い合わせ。
2	P12、16	計画内不一致はどのような扱いになるのか。余剰または不足インバランスとして精算されることとなるのか。	各エリアの託送供給等約款に基づき精算が行われることとなります。詳細については、各エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。
3	P12	当スライドのケースでは、災害等発生 の状況下で需要計画の見直し等が行われているが、需要減少等の予見が困難であると推察される。需要想定はどうすればよいか。	災害時においても原則、一般送配電事業者が公表する停電見通し、復旧見通し等の情報も参考にしつつ、可能な範囲で合理的な需要予測を行い、需要計画を策定してください。

No.	資料ページ	質問	回答
4	P17、18	一般送配電事業者・広域機関等による焚き増し要請が出ている中、JEPXの取引が再開した場合は、発電余力分をスポット取引や1時間前取引で活用したいと考えているが問題はないか。	発電余力を応札するか否かは各事業者の判断となります。スポット取引等で約定した場合は、約定量は適切に販売計画へ反映してください。
5	P11～13	ベースロード市場や先渡し市場での約定結果についても、計画に反映しなければならないか。	P13に記載のとおり、スポット取引が実施され、約定処理まで完了している受渡し対象コマについては、約定結果を計画に反映してください。スポット取引が実施されていない(入札はしたものの約定処理はなされず取引未完のものも含む)受渡し対象コマについては、ゼロとしてください。
6	全般	災害で被災し、計画提出ができない場合はどうしたらいいのか。	可能な範囲での計画提出をお願いいたします。
7	全般	災害時等においても計画を提出する意味合いは何か、不要ではないか。	エリア需給バランス確認において、実態に即した計画に基づき供給力や需要を正確に把握し、適切な調整力の確保や運用を行っていく必要があります。適切な判断や運用が行えなかった場合、その不利益は社会全体に還元されることとなります。ルールに基づき適切な計画の提出にご協力をお願いいたします。

バージョン	変更内容
初版	新規作成 (No1~No.7を作成)